

平成27年第11回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成27年10月21日 水曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 30名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

27番 新里光徳委員 28番 前泊恵委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明願について

平成27年第11回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成27年10月21日 水曜日 14時00分から16時00分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (30人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (0人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

27番委員 新 里 光 徳 28番委員 前 泊 恵

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 池 田 良 永 次長兼農政係長 上 地 寿 男
 農地係長 川 満 邦 弘 主 査 豊 見 山 徹 調整官 川 満 秀 盛
 主任主事 與那覇 律子

開 会 14時00分

閉 会 16時00分

議長 ただ今から、平成27年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は30名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立
しております。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、27番 新里光徳委員、28番 前泊 恵委員にお願いいたします。なお、本日の会
議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、交換移転、無償移転の順に説明と
意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、日程第2議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）
について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 説明に入る前に、資料のP11をお開き下さい。
議案第1号中の無償移転、受付番号24番の件ですが、取り下げとなります。譲渡人の松長さ
んが今月、受付後に亡くなられたという事で取り下げとなりますので、事後の説明から省きた
いと思いますのでご理解宜しくをお願いします。
今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は12件でございます。まず、
受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から12番までは、議案書12ページから23ページの調査書のとおり、農地法
第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の
朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願い
いたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、更竹病院の東、トンネル工事が始まっておりますが、その東にマイガーという城辺
町時代の古い井戸が文化財としてあります。そのすぐ前に位置します。
申請人本人は、葉タバコとキビ作の農家でありまして規模拡大を予定しております。

5 番委員 受付番号 2 番・3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

2 番の申請地は、西城小学校の前、製糖工場跡地のレンガ作りの煙突があります。その北の道路を約 800m 東へ行きまして、西中入口の最初の四つ角を左へ 100m 程行きますとその右手に位置します。5 筆になっておりますが、区画整備のため 1 筆にまとめてあります。現在はスプリンクラーの設置中でまだサトウキビの植え付けはされておりました。

申請人本人は、サトウキビ作の 25 年以上の経験がありますので技術的には問題ありません。3 番の申請地は、同じく西中入口の四つ角のすぐ左手の方に位置しております。

申請人本人は、カボチャ・唐辛子・サトウキビ作の複合経営で、規模拡大の予定であります。

7 番委員 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、池間大橋へ向かう道路、まっすぐ行くと雪塩で、左へ行けば西平安名崎に向かう道を約 200m 行き、左折したところに位置します。申請人本人は、サトウキビ生産をしており規模拡大を予定しております。

8 番委員 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、平良・新里線を空港方面へ行きますと山中交差点に信号があります。その信号を空港よりに最初の十字路を右手へ 50m 行きますと申請地はあります。

申請人本人はキビ作中心の農業経営で原量員でもあり、ハーベスター等も所持しております。

19 番委員 受付番号 6 番・7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

6 番の申請地は、水源地から下りて植物園の間の添道本線を西へ向かって行き、2km ほど西原線の手前を西へ向かって行くと左側に位置します。

申請地の北側は原野になっておりますが、周辺はサトウキビ作となっております。申請人本人はサトウキビ作で規模拡大を予定しております。

7 番の申請地は、空港線を高野漁港へ向けて細竹のところから北に折れて 500m のところに位置します。周辺は牧草地が広がっております。申請人本人は、サトウキビ作をしておりましてハーベスターも所持していて頑張っております。

、

21 番委員 受付番号 8 番・9 番について、現地調査の結果を報告いたします。

8 番の申請地は、県道 83 号線、通称池間線の西原集落入口を池間向けに約 200m 先の左側に 26-2 は位置しています。現在はサトウキビが植えられております。26-6 は道路挟んで向かいになります。現在はサトウキビの苗を取った状態であります。

9 番の申請地は、伊良部大橋を越えて T 字路を左、長山港へ向かいます。430m 程行きますと右手の方に牧山展望台の案内板があります。その坂道を 200m 上がって右折し、右側の 3 筆目になります。カボチャを植える予定であります。

1157-1 は隣接してございまして、現在は何も植えられておりました。今後サトウキビを植える予定であります。

29 番委員 受付番号 10 番から 12 番について、現地調査の結果を報告いたします。

10 番の申請地は、来間島にある宮古田畜産の西側の道路を南へ約 200m のところに位置しています。現在は草地となっております。これまで申請人本人が草地として利用していたので

今回の申請となりました。

1 1 番の申請地は、宮古田畜産の北側に申請人の住宅があり、その東側約 5 0 m のところに位置します。現在はサトウキビが植えられております。収穫後は草地にする予定であります。

1 2 番の申請地は、宮古田畜産から北側約 3 0 0 m のところに交差点がありまして、山羊を飼育している場所のすぐ隣に位置します。申請人本人は、理髪店を営しながら農業も頑張っていくという事です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 1 2 番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 1 号中「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）は、2 件でございます。まず、受付番号 1 3 番から 1 4 番までの説明をいたします。

【議案第 1 号、受付番号 1 3 番から 1 4 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号 1 3 番から 1 4 番までは、議案書 2 4 ページから 2 5 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

3 番委員 受付番号 1 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、空港の管制塔から北へ約 6 0 0 m、滑走路の外周道路を進んで行くとレーダーの建物跡地がありそのすぐ東側に位置します。現地調査した時点では、以前から植えられていたサトウキビがそのままの状態でありました。申請人本人は熱心なサトウキビ農家であり頑張っております。今後は抜開してサトウキビ栽培をする予定であります。

1 1 番委員 受付番号 1 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地入江の十字路を上野方面へ 6 0 0 m ほど行きますと最初の十字路があります。その十字路を左折し、約 2 0 0 m のところに位置します。現在は今期のサトウキビの夏植えが植え付けられています。申請人本人は、サトウキビの規模拡大を予定しております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号13番から14番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、9件でございます。
まず、受付番号15番から23番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号15番から23番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号15番から23番までは、議案書26ページから34ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号15番から23番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、9件でございます。
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5 番委員 受付番号 1 番から 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。

1 番の農地の所在は、東山ファームポンドの北側に位置します。現在はサトウキビの夏植えが植えられています。以前から申請人本人が利用していたので今回の申請となりました。

2 番の農地の所在は、長北公民館より東へ約 6 0 0 m 行きますと十字路があり、その十字路の横に位置します。申請人は母親と一緒にサトウキビ作を頑張っていくという事でありました。

3 番の農地の所在は、西中公民館の東の道路を北へ約 5 0 0 m 行きますと十字路があり、十字路を北へ 3 0 m のところに位置します。現在は区画整備されており、サトウキビの春植えが植えられておりました。申請人本人は、野菜とサトウキビ作で頑張っております。

6 番委員 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、下地入江橋の北側の交差点を北へ約 5 0 0 m 先の右側に位置します。事務局より説明があったとおり、最近基盤整備が完了しており、すでに耕起されております。

申請人は 1 0 年程前に親から葉タバコ経営を引継いで頑張っております。

7 番委員 受付番号 5 番から 8 番については、隣接しているのでまとめて現地調査の結果を報告します。

農地の所在は、池間島に入って一周道路へ曲がる道を 3 km ほど行ったところの右側に展望台があります。その反対側に位置しております。

土地改良はまだされておりませんが、地形を利用して湿地帯に近い場所なので、上手く水をくみ上げながらノニの栽培をしております。事務局から説明がありましたように再更新となっております。

2 3 番委員 受付番号 9 番について現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、通称おっばい山の東側の道路を駐在所向け東へ 6 0 0 m のところに位置します。現在は、今年の夏植えが植えられています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 4 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 9 件でございます。まず、受付番号 1 番から 9 番までの説明をいたします。

【議案第 3 号、受付番号 1 番から 9 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、県道230号線、池間大浦線を雪塩から分かれて入ったところに現在工事している場所があり、その手前の左側に位置しております。
申請人本人の畑が隣接しており、サトウキビ作の規模拡大を予定しております。

22番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、宇伊良部から通称伊良部線を佐良浜向けに進み、集落から500m程北側に位置しております。現在はサトウキビが植え付けられております。申請人はサトウキビとカボチャ、野菜の複合経営をしており、農地の有効利用を図れると思います。

23番委員 受付番号3番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。
3番の農地の所在は、比嘉地域総合施設の前の道路を長北向けに1km進むと右手にビニールハウスがありまして、反対側の農道の200m先の左手に位置します。
現在は葉タバコ植え付けの為、整地中であります。
4番の農地の所在は、仲原地下ダムの西側、約100mのところのところに位置します。西東地区で土地改良も完了しております。現在は葉タバコ植え付けの為、整地中であります。
5番の農地の所在は、下北、與那原地区の北側の十字路を右折し、約600m先の道路から南側に位置しております。現在はサトウキビのカブだしが植えられています。

24番委員 受付番号6番から8番については、隣接していますのでまとめて現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、県道78号線、通称友利線を中休みから友利方面へ向けて3km程行きますと下南集落があります。下南集落の真ん中あたりにのり自動車修理工場があります。その東側を約200mほど友利向けに行くと十字路があり、そこを北へ400mのところのところに位置します。
現在は牧草が植えられています。周辺の農地には、カボチャ・サトウキビが栽培されております。申請人はご主人と一緒に農業をしており、今後も一緒にサトウキビ作と畜産に力を入れていきたいという事です。

29番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、与那覇のサニツ浜公園を西側へ800mのところのところに位置します。現在はサトウキビが植えられております。周辺農地も主にサトウキビが植えられております。以前より申請人本人が利用しておりましたので、今回の申請となりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第5議案第4号「農地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用配分計画は、1件でございます。まず、受付番号の1番の説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農地利用配分に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:54

再 開 : 15:04

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は12件でございます。まず、受付番号1番から12番の説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

27番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成27年10月8日に行いました。調査委員は27番私、新里と28番、前泊恵委員と野崎会長、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の6人で行いました。始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、5条12件、非農地証明願3件、合計15件の現地調査を13時40分から16時30分まで行い、16時30分から16時50分まで事務局にて調査の内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、5条申請・非農地証明願について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は千代田カントリークラブゴルフ場のすぐ西側に位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、ゴルフ場、街路樹等で分断されたその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松中学校グラウンドの北130mに位置し、周囲は宅地化が進んでいる。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松中学校のグラウンド約100m西に位置し、周囲は宅地化が進んでいる。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松中学校グラウンドの西約100mに位置し、周囲は宅地化が進んでいる。農地の広がりあり。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号5番・6番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号5番・6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は長山港から伊良部に向かう県道沿いにあるヴィラリゾートの西約130mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、原野、石積等で分断されたその他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 LaLaリゾートの当初どのような計画で土地を購入したのか。こういう感じで出てくると転売のような感じなんです。ホテルを建てるとか、家を建てるという事で許可していたと思うんです。なぜ、当初の計画がなされなかったのかというのを、我々は今後見ていかないと行けないと思いますが、その件についてどう考えているのか教えて下さい。

事務局 2番委員のおっしゃるとおりだと思います。当初は宮古島 LaLaリゾートがリゾート施設建設の事業計画を挙げたんですが、資金繰りの悪化を理由に計画を断念し、ヒューマンさんに譲るという事です。
この場合、名義変更も伴う事ですから5条申請と同時に事業計画変更承認申請というのが提出となっています。それらを照らし合わせて、不備がなければ総会に提案するという事になっております。

2番委員 分からないでもないんですが、参考資料に期限を設けているんです。この期限を過ぎた場合において、我々はどういう対策をするかというのを今後詰めていかなければいけないのではと思っていますが、どうでしょうか。

事務局 現在、農地法においては、このような件について法的に罰するというのがないのが現状です。書類等が準備されて、申請があれば受理して、総会で皆さんの意見を伺うという事しか出来ないとはいえます。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:09

再 開 : 15:11

議長 再開します。
他に質議がある方は、挙手でお願いいたします。

4番委員 譲受人の方で、株式会社ヒューマントラストさんになってますが、受付番号5番の代表取締役、阪本美貴子さん、6番の方では阪本昌之さんとなっております。同じ会社の中で2人名義があるのは何か理由があるのですか。

事務局 ヒューマントラストさん、ヒューマントラストキャピタルさんは関連会社（親会社・子会社）であります。それぞれの会社の保養施設という事で隣接地での申請となっておりますが、この申請はだめですというはないので、あとは県の方で判断して頂くという事になります。

議長 他に質議があれば、挙手でお願いいたします。

18番委員 会社の登記簿謄本というのは添付されていますか。架空の会社という場合もあるのでは。

事務局 企業の場合には、法人の登記簿・定款等を添付資料として頂いていますので、架空の会社というのはあり得ません。

議長 他に質議があれば、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番・6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島市総合体育館の西約90mに位置し、周囲は宅地化が進んでいる。
農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にある。農地の区分、住宅、原野等で分断された
第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしい
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古空港滑走路のすぐ西側に隣接している。農地の広がりなし。宅地の
広がりなし。農地の区分、商業施設、滑走路等で分断された第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしい
ですか。

《異議なしの声あり》

15番委員 空港周辺は高さ問題があると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

事務局 空港周辺は確かに高さ問題がありますが、平地の場合は特に航空法とかの規制はないかと思えます。現に、その周辺で駐車場という事でちゃんとした許可も下りております。

15番委員 空港周辺3km以内は制限があるかと思いますが。

事務局 この場合、滑走路の西側から段差がおよそ10m程下りているんです。下りたところに駐車場と塗装工場の建設をするという事なので、制限以内でやるという事で判断して頂きたいと思えます。

議長 他に質議があれば、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号9番・10番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号9番・10番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は更竹病院の東約590mに位置している。農地の広がりあり。宅地の広がりあり。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番・10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は城辺陸上競技場の西約90mに位置している。農地の広がりあり。宅地の広がりあり。農地の区分、役所等から500m未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はシギラカントリークラブゴルフ場のすぐ東側に位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、ゴルフ場、原野等で分断された第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第7議案第6号非農地証明願いについてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番の説明をいたします。
【議案第6号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、周囲を住宅に囲まれ、表土も少なく、農地とは認められないので非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 2 番委員 1475-1 は写真で見るかぎり、畑に出来そうな感じなんですがどうでしょうか。

事務局 実際、現地確認したところ、雑草が生えているだけで、土はほとんどありません。畑として再生するには相当の重機等の投入が必要かという感じがしました。

非農地というのは、実際に現地確認し、申請地の立地条件、周囲の状況等、20年以上耕作されていないとか、将来的にも農地として利用が見込めないとか、面積もあまり大きくない場所で周囲は住宅地であるという事などです。農地造成の必要のない場所、農業振興地域に含まれていない場所であれば認められるという事です。

畑として利用できる場所を非農地と証明しているわけではないのでご理解下さい。

4 番委員 1469、1467-1 についてお聞かせ下さい。

非農地の事由が50年耕作されず放置されているとなっていますが、写真見たかぎりでは、進入路があって残土置き場として使われていた跡が見られます。現地確認時どういう判断をしたのでしょうか。

事務局 所有者にも確認したんですが、所有者全員が宮古を離れていて現場を見ていないという事で、これは違反転用ではないかという話もしましたが、誰が使用しているのか分からない状況であるという事でしたので、それ以上は追求しませんでした。申請者全員が島外に住んでいて、宮古に帰る機会もあまりないので、処分する考えもあるという話もありました。

議長 他に質議がある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号2番について、現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 8 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、道路から1m以上の高台にあり、傾斜地で表土も浅く、農地としての利用は見込めない事から非農地相当であると判断いたしました。

2 番委員 参考資料のP9、40年以上畑として利用していない、道路の拡張工事でコンクリート殻が投棄されたと書かれておりますけども、農地に物を捨てるというのも不法投棄で、地主が安易にこれを見過ごしていたという捉え方も出来ないですか。

地主ならば、工事完了時にコンクリート殻があれば必ず見ていると思うので、撤去の指導をするとか可能だったと思いますが、これについてはどうでしょうか。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:37

再 開 : 15:45

議長 再開します。
他に質議がある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を文言の変更を踏まえて、次回報告するという事で決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、文言の変更を踏まえての決定といたします。
次に受付番号3番について、現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

28番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地の南側は、道路との段差があり、北側は隣接する畑からは1m以上の高台にあり、農地としての利用は見込めない非農地相当であると判断いたしました。

15番委員 事由が、購入以来一度も畑として利用した事がなく原野で放置状態のままである。とあるんですが、地主が買って一度も畑として利用していないというのがまかり通るのか、それとも書き方として、購入したが岩盤があつて出来なかったというのが筋が通るのかと思いますが、所有者が畑として利用する考えがなかったという意味にもとれますよね。

事務局 確認したところ、当初は宅地を造る目的で購入したという事です。農地法改正施行前の昭和47年3月に購入したという事です。文言を訂正した方がいいかと思いましたが、そういう事情なので、訂正はしませんでした。

議長 事由を宅地として購入したが出来なかったというのをきちんと書いた方がいいのではという事なんですよ。

事務局 事由が畑として一度も使わないのに、なぜ畑として購入したのかという質問だと思いますけど、昭和48年の農地法改正以前に宅地として購入したという事を本人が言っているのでこの書き方で問題ないと思います。もっと分かりやすくしてほしいのであれば、事務局からひと言こういう経緯で何年に購入して以来とか、農地法が改正されて等を文章で付け加えてもかまわないと思います。

議長 他に質議がある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしい

ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成27年第11回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会： 16:00

平成27年10月21日

会 長 野 崎 達 男

27番委員 新 里 光 徳

28番委員 前 泊 恵